

第 1 4 回検討会における要望事項の検討状況について (※追記等事項は赤字下線)

【第 5 回、第 1 3 回検討会で検討⇒第 1 4 回検討会で再検討】

No. 49 燃料電池自動車に関する事務手続の合理化

○現在の規制内容

水素燃料電池自動車に関しては、車両に搭載する容器に関する規制（高圧ガス保安法）を管轄する経済産業省と車両及びその装置に関する規制（道路運送車両法）を管轄する国土交通省の両省が、それぞれ当該規制に係る申請等の窓口となっている。

○業界の要望

燃料電池自動車に関する事務手続の在り方について、事業者の負担の観点から検討を開始する。現在、二省庁にまたがる燃料電池自動車に関する事務手続きの在り方を一元管理することも視野に入れ、合理化の検討をいただきたい。

○検討の方向性

高圧ガス保安法においては、高圧ガスの容器及びその附属品の検査等に係る手続きが必要である。一方、道路運送車両法においては、高圧ガスの容器及びその附属品以外の自動車全体の判定に係る手続きが必要である。現行の制度においては、手続きを所管する省庁及び必要となる書類が異なり、それぞれ手続きを行う必要がある。二つの法令の規制が適用されていることから、事業者及び消費者に様々なコストが追加的に発生しており、燃料電池車の普及に支障が生じている。よって、事業者の負担及び消費者の負担軽減の観点から、一元化も視野に、燃料電池車にかかる規制の在り方について両省において検討する。また、この一環として、今年度高圧ガス保安室の委託事業の検討の場で、見直し後の法規案、安全性等についての詳細議論を実施。

○閣議決定上の実施時期の記載

平成 29 年度検討開始（経済産業省・国土交通省）

○検討のスケジュール

本日の議論を踏まえ、両省で協力しながら法規の見直しを進め、さらに詳細制度の検討を行う。